

## 生涯学習分野に係る事務の市長部局への移管について

### 1. 趣旨

- 生涯学習分野は、幅広い世代の市民を対象に施策事業を展開していることと併せて、多くの社会教育施設を所管している。
- 地域振興施策や子ども子育て施策との連携強化により、双方において施策事業の効果を高め、更なる生涯学習の振興を図るとともに、老朽化が進む社会教育施設の対策を効率的・効果的に進めることを目的として、市長部局への移管を行うもの。

### 2. 背景

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正	生涯学習（社会教育）分野に係ることは、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」により、教育委員会の職務権限となっているが、近年の法改正により、条例の定めに基づき、地方公共団体の長が管理・執行することが可能となった。
教育大綱の改定	新たな教育大綱（案）は、「全ての市民に、質の高い学びの機会を」を理念に掲げ、「生涯を通じたスポーツ・文化の振興」として、生涯学習施設の老朽化対策、バリアフリー化、機能向上、防災機能の強化が示されており、国の財政支援制度との関係から、スピード感を持った事業推進が求められている。
生涯学習関連計画の動き	「生涯学習基本計画」や「文化財保存活用地域計画」では、市長部局との連携施策が多面的に示されており、特に地域振興・市民活動分野との連携が求められている。

### 3. 移管の概要

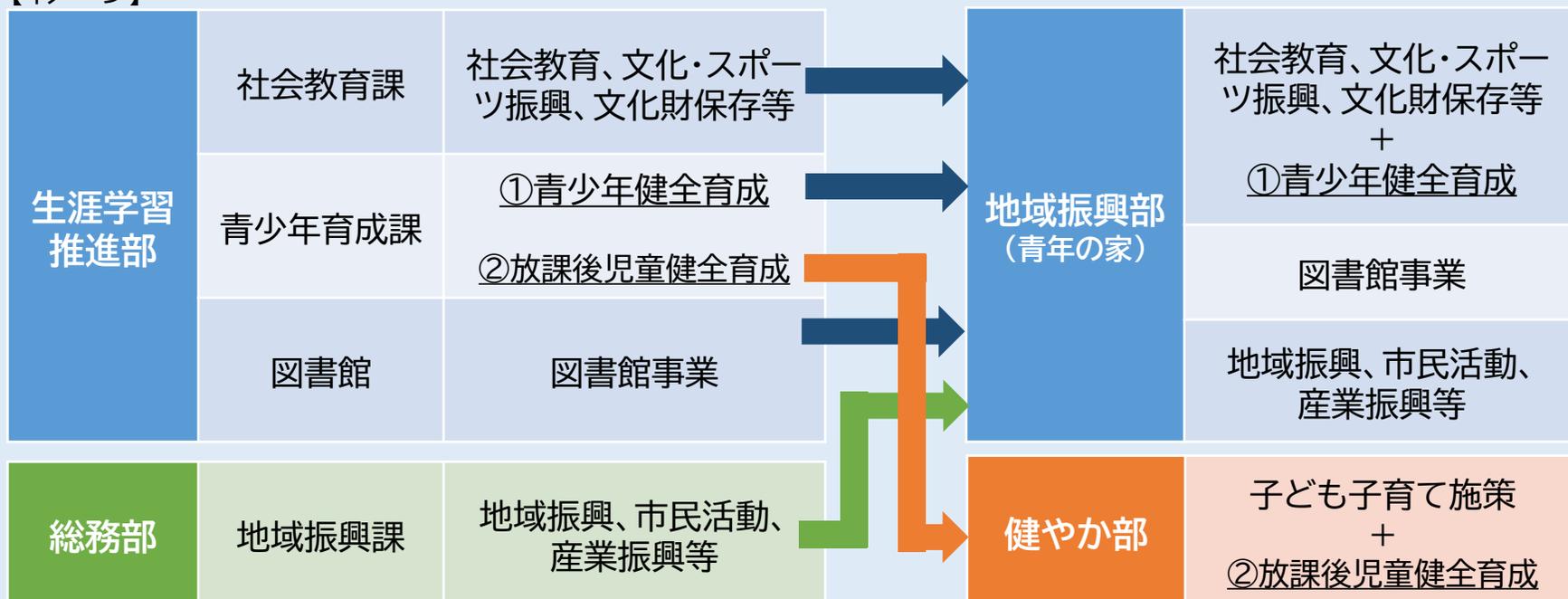
#### (1)幅広い市民活動・生涯学習に対する支援体制構築

生涯学習と地域振興の連携強化による市民活動・地域活性化と生涯学習振興を目指し、青年の家に「地域振興部」を設置。

#### (2)子ども子育て施策の推進体制強化

こども基本法の趣旨を踏まえ、子ども子育て施策を一体的に進めるため、放課後児童健全育成業務を「健やか部」に移管。

【イメージ】



※ 青少年健全育成業務：「青少年活動」「青少年指導員会」「二十歳のつどい」等

※ 放課後児童健全育成業務：「放課後児童会」「フリースペース」「第一児童センター」

※ 新年度における各課の名称や業務分担については検討中

## 4. 教育委員会との関係

- 社会教育課が所管する地域学校協働本部・PTA協議会関連事務については、学校教育との関係が深いことから、市長部局への移管は行わない。また、放課後児童会の運営に関する事務は、市長権限を教育委員会に事務委任していることから、当該取扱いを廃止する。
- 移管後も、社会教育の政治的中立性、継続性、安定性の確保、学校教育との連携等に留意するとともに、条例改正等の重要な案件については、総合教育会議等において教育委員会と情報共有を行う。

## 5. 今後の動き

11月	<ul style="list-style-type: none"><li>● 総合教育会議にて意見交換</li><li>● 議会全員協議会にて次年度機構改革の方向性を報告</li></ul>
12月	<ul style="list-style-type: none"><li>● 関連条例を議会提案<ul style="list-style-type: none"><li>✓ 交野市事務分掌条例の一部を改正する条例</li><li>✓ 交野市地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく職務権限の特例に関する条例 (法に基づき、議会から教育委員会への意見聴取あり)</li></ul></li><li>● 総合教育会議(次年度予算等)</li></ul>
1月以降	<ul style="list-style-type: none"><li>● 関連規則改正(市長部局・教育委員会部局)</li></ul>

# 【参考】地方教育行政の組織及び運営に関する法律について

## 1. 根拠規定(抜粋)

(職務権限の特例)

第二十三条 前二条の規定にかかわらず、地方公共団体は、前条各号に掲げるもののほか、条例の定めるところにより、当該地方公共団体の長が、次の各号に掲げる教育に関する事務のいずれか又は全てを管理し、及び執行することとすることができる。

一 図書館、博物館、公民館その他の社会教育に関する教育機関のうち当該条例で定めるもの(以下「特定社会教育機関」という。)の設置、管理及び廃止に関すること(第二十一条第七号から第九号まで及び第十二号に掲げる事務のうち、特定社会教育機関のみに係るものを含む。)

二 スポーツに関すること(学校における体育に関するものを除く。)

三 文化に関すること(次号に掲げるものを除く。)

四 文化財の保護に関すること。

2 地方公共団体の議会は、前項の条例の制定又は改廃の議決をする前に、当該地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

## 2. 法改正の経緯

年度	対象分野	改正の趣旨
平成19年	スポーツ・文化	地域の実情や住民のニーズに応じ、「地域づくり」という観点から、他の地域振興等の関連行政とあわせて、地方公共団体の長において一元的に所掌することを可能とする
平成30年	文化財の保護	過疎化・少子高齢化などを背景に、文化財の滅失や散逸等の防止が緊急の課題であり、未指定を含めた文化財をまちづくりに活かしつつ、地域社会総がかりで、その継承に取り組んでいくことが必要。このため、地域における文化財の計画的な保存・活用の促進や、地方文化財保護行政の推進力の強化を図る
令和元年	図書館・博物館・公民館及びその他社会教育に関する教育機関	図書館、博物館、公民館その他の社会教育に関する教育機関について、まちづくり、観光など他の行政分野との一体的な取組みの推進等のために地方公共団体がより効果的と判断する場合には、地方公共団体の長が所掌することを可能とする